

(介護予防) 通所リハビリテーション利用契約書

(契約の目的)

第1条 医療法人松福会（以下、「事業者」という。）が開設する（介護予防）通所リハビリテーションはるさか（以下、「事業所」という。）は、_____様（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、一定の期間、（介護予防）通所リハビリテーションを提供し、利用者および契約者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、西暦_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約者に変更があった場合は、新たに契約することとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書、個人情報の使用に関する同意書の改定が行われない限り、初回利用時の契約締結をもって、繰り返し事業者の（介護予防）通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合においては、改正内容を記載した文書で利用者または契約者の同意を得るものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者および契約者は、事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく（介護予防）通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および契約者は、速やかに事業所および利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、利用者および契約者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者および契約者が、本契約に定める利用料金を3か月以上滞納しその支払いを催促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者または契約者が、事業者、事業所の職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

ない場合

(通所介護計画・リハビリテーション計画書)

第5条 事業所は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画書」および「リハビリテーション計画書」を作成します。事業所はこの「通所介護計画書」および「リハビリテーション計画書」の内容を利用者およびその家族に説明し承諾を頂きます。

(利用開始前のサービスの中止)

第6条 利用者は、事業所に対して、利用開始予定日の当日午前8時30分までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が利用開始予定日の当日午前8時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業所は、利用者に対して重要事項説明書に定める方法により、当日の食事代を請求することができます。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

(利用時間中の中止)

第7条 利用者は、事業所に対して前日までに申し出ることにより、利用時間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所時間を基に利用時間を基準に計算します。

- 2 事業所は、利用者の体調が良好でなく事業所の利用に支障があると判断した場合、利用時間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際の退所時間を基に利用時間を基準に計算します。

(利用料金)

第8条 利用者および契約者は、連携して、事業者に対し、本契約に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は、利用者および契約者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者および契約者は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則として金融機関口座自動引き落としとなります。
- 3 事業者は、利用者または契約者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときには、利用者または契約者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第9条 事業所は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーションサービス提供に関する記録を

作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、契約者その他の者（利用者の代理人も含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体拘束等）

第10条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、理事長または管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載します。

（秘密の保持および個人情報の保護）

第11条 事業所とその職員は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務上知り得た利用者または契約者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を個人情報の使用に関する同意書に定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
 - ② 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ④ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時等において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第12条 事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。その場合は、契約者または利用者の家族で受診して頂きます。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は、利用者および契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第13条 サービスの提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関または協力歯科医院または他の専門機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業所は利用者または契約者が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望または苦情等の申出)

第 14 条 利用者および契約者は、事業所が提供する介護サービス等に要望や苦情がある場合、重要事項説明書に記載の苦情受付窓口にお問い合わせおよび申し立てることができます。その場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無ならびに改善の方法について適切に対処するように努めます。

2 事業所は、利用者または契約者から前項の要望および苦情申し立てでなされたことをもって、利用者に対していかなる不利益、差別的取扱もいたしません。

(賠償責任)

第 15 条 (介護予防) 通所リハビリテーションの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者および契約者は連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第 16 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

西暦 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

(契約者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____ 続柄 _____

(事業者)

住 所 福井県坂井市春江町中筋第 100 号 77 番地

名 称 医療法人松福会 通所リハビリテーションはるさか

代 表 者 理事長 佐藤 嘉紀